

収支内訳書（農業所得用）の書き方

阿久根市役所 税務課

- ◇この説明書は、「収支内訳書（農業所得用）」を作成するために科目を分類し、具体例を記載しています。
- ◇収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。
 - ・いずれの必要経費においても、事業を行うために直接的に要した経費のみ計上してください。
 - ・特殊な経費がある場合には、空欄になっている箇所（ヨ～ソ）に経費科目を設けて記入してください。

◆収支内訳書 表面

○収入金額の明細

収入金額	販売金額	①	本年中の売上（収入）金額を記入します。 取引明細書や出荷証明書、農協等からの振込等を参考にしてください。 ※農協・市場等に出荷したものについては、手数料など出荷に要する経費を差し引く前の金額で計算してください。
	家事消費 事業消費	②	家事のために消費した場合や、贈与した場合に通常の販売価格を記入します。
	雑収入	③	経営所得安定対策や、担い手補償などの交付金や補償金など。
	期首棚卸	⑤	1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します。
	期末商品棚卸	⑥	12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。

○必要経費の各科目の具体例

科目		具体例
雇人費	⑧	・個人への給料・賃金・農作物などの現物給与、賄費など ・シルバー人材センターへの支払金
小作料・賃借料	⑨	農地の賃借料、農地以外の土地・建物の賃借料、農機具の賃借料など
減価償却費	⑩	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費
貸倒金	⑪	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
利子割引料	⑫	事業用資金の借入金の利子や、受取手形の割引料など
租税公課	イ	・事業税、固定資産税（土地、建物・償却資産で事業に関する部分のみ。）自動車税（環境性能割、重量税含む）不動産取得税など ※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金保険料、罰金、交通反則金などは必要経費になりません。 ・各専門部会や水利組合などの会費及び組合費
種苗費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費
素畜費	ハ	子牛、子豚、ヒナなどの取得費、種付料
肥料費	ニ	化学肥料、堆肥
飼料費	ホ	家畜の工サ代などの飼料代
農具費	ヘ	くわ、鎌、スコップなど使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満のもの。
農薬衛生費	ト	農薬や消毒薬の購入費、共同防除に係る費用など
諸材料費	チ	ビニール、縄、釘や針金など
修繕費	リ	店舗、自動車、機械、器具備品、農機具、農業用施設などの修理代
動力光熱費	ヌ	事業用に使用した電気・水道・ガス代、灯油、軽油、ガソリン代などの購入費 ※生活用と事業用が区分されていない場合は、使用した割合によって按分したうえで事業用経費として計上してください。
作業用衣料費	ル	作業衣や、軍手・長靴など

裏へ続く

農業共済掛金	ヲ	水稻、農業用施設、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	ワ	販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃 ※農協や青果市場、家畜市場等の販売手数料は、ここに記入してください。
土地改良費	カ	土地改良事業やパイプライン等の受益者負担金や客土費用
その他委託費	-	水稻受託組合への委託料やライスセンター使用料、水稻のもみすり代や乾燥代、廃プラ・廃残農薬の回収費など ※空白欄（ヨ～ソ）に記入してください。
雑費	ツ	事業用の費用で他の経費に当てはまらない経費

○「雇人費の内訳」欄について

源泉徴収税額 (給料賃金)	年末調整後の源泉徴収税額を記入します。なお、年の途中で退職した人などで年末調整が行われない人については、本年中に徴収した源泉徴収税額を記入します。
------------------	---

○[事業専従者の氏名等]欄について

専ら事業に6か月以上従事した、生計を一にする配偶者または、親族（年齢が15歳未満の人を除く。）がいる場合、専従者1人につき、次の①・②のうちいずれか <u>少ない方の金額</u> が控除できます。なお、従事者の氏名等を記入してください。 ①生計を一にする配偶者は86万円、それ以外の親族は50万円 ②（収支内訳書1ページの⑮の金額）÷（事業専従者数+1）

◆収支内訳書 裏面

○「減価償却費の計算」欄について

□:償却の基礎 になる金額	<p>●減価償却費は次の算式により算出します。 ※平成19年3月31日以前に取得した資産 「減価償却費＝{取得価格－残存価格（取得価格の1割）}÷耐用年数」 ※平成19年4月1日以後に取得した資産 「減価償却費＝取得価格÷耐用年数」 ●一括償却資産は次の算式により算出します。 「一括償却資産の経費＝取得価格÷3(年)」 償却資産（10万円以上のもの）がある場合は名称、取得年月及び取得価格を記入してください。新しく償却資産を購入された方は、領収書・証明書など購入事実の分かる書類を持参してください。</p>
ニ:本年中の償却 期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算します。
ハ:特別償却費	被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合に、その特別償却額を記入します。
又:未償却残高 (期末残高)	<p>次の金額を記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年中に取得した資産は、イの金額からトの金額を差し引いた金額 ・前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価格－前年末までの償却費の累積額」の金額）からトの金額を差し引いた金額

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か、取得価格が10万円未満のいわゆる少額な減価償却については、減価償却をしないで使用した時にその取得価格がそのまま経費になります。
--

[一括償却資産について]

取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、取得価格の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「ハ:償却率」欄に「1/3」と記入します。
--